

東北電力株式会社女川原子力発電所における事故等の通報連絡等に関する協定書

仙台市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）において事故等が発生したときに市民等の安全確保に向けて迅速な対応を図るため、通報連絡等に関して次のとおり協定を締結する。

（事故等の通報連絡）

第1条 発電所において次の各号に掲げる事故等が発生したときは、乙は甲に対し、直ちにその状況を通報連絡するとともに、その後の状況について連絡するものとする。

- (1) 原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき。
- (2) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 発電所において次の各号に掲げる事故等が発生したときは、乙は甲に対し、当該事象の内容について速やかに連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が計画外に作動したとき。
- (3) 放射性物質又は放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れたとき。
- (4) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。
- (5) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えたとき。
- (8) 前号に定める基準以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- (9) 管理区域内で人に傷害が発生したとき。
- (10) 発電所敷地外において放射性物質（放射性廃棄物を含む）の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) 他の同型原子炉に事故又は故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるとき。
- (12) 前各項目のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき。
- (13) 放射性物質の漏洩を伴う事象等、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象に該当するおそれがある事象が発生したとき。

（連絡会）

第2条 甲及び乙は、前条の通報連絡の円滑な実施に関して相互の連携の強化を図るため、実務担当者で構成する連絡会を開催するものとする。

（その他）

第3条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたとき、又は疑義が生じたとき若しくはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ必要な対応を図るものとする。

2 通報連絡の体制や方法等この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙において、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年 6月 6日制定
平成26年 2月24日一部改訂

甲 仙台市長 奥山 恵美子

乙 東北電力株式会社
取締役社長 海 輪 誠